

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第33号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1～5 （略）	1～5 （略）
6 文書料	6 文書料
(1) 診断書及び証明書	(1) 診断書及び証明書
ア 普通のもの 1件につき <u>3,300円</u>	ア 普通のもの 1件につき <u>2,200円</u>
イ 複雑なもの(ウ以外で難しい内容のもの) 1件につき <u>5,500円</u>	イ 複雑なもの(ウ以外で難しい内容のもの) 1件につき <u>4,400円</u>
ウ (略)	ウ (略)
(2) 死亡診断書及び死体検案書	(2) 死亡診断書及び死体検案書
ア (略)	ア (略)
イ 特殊なもの(生命保険用等特別なもの) 1件につき <u>7,700円</u>	イ 特殊なもの(生命保険用等特別なもの) 1件につき <u>6,600円</u>
(3)～(5) (略)	(3)～(5) (略)
7・8 (略)	7・8 (略)
9 健康診断料	9 健康診断料
(1) 普通健康診断料 1人につき <u>3,220円</u> (乳 幼児にあつては、 <u>4,050円</u>)	(1) 普通健康診断料 1人につき <u>3,200円</u> (乳 幼児にあつては、 <u>4,030円</u>)
(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)
10～20 (略)	10～20 (略)
21 歯科料金	21 歯科料金
(1) (略)	(1) (略)
(2) 欠損補綴	(2) 欠損補綴
ア (略)	ア (略)
イ 暫間義歯及び新製作義歯(人工歯を含 む。)	イ 暫間義歯及び新製作義歯(人工歯を含 む。)
(ア)・(イ) (略)	(ア)・(イ) (略)
(ウ) 総義歯 <u>47,340円</u>	(ウ) 総義歯 <u>46,460円</u>
(エ)・(オ) (略)	(エ)・(オ) (略)
ウ～タ (略)	ウ～タ (略)
(3)～(16) (略)	(3)～(16) (略)
(17) インプラント料金	(17) インプラント料金
ア～ム (略)	ア～ム (略)
メ メンテナンス料 1回につき <u>6,360円</u>	メ メンテナンス料 1回につき <u>6,450円</u>
モ～ラ (略)	モ～ラ (略)

